掲示文書一覧(市長分)

令和8年11月25日

種別	番号	題　　名	主　管　課
告示	565	住宅宿泊事業の実施の制限を適用しない住宅について	保健所衛生課
公告	587	制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について	契約課
公告	588	制限付一般競争入札（事後審査型）について	契約課
公告	589	総合評価落札方式による制限付一般競争入札について	契約課
公告	590	地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧等について	農政総務課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第　５６５号

令和　８年１１月２５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

住宅宿泊事業の実施の制限を適用しない住宅について

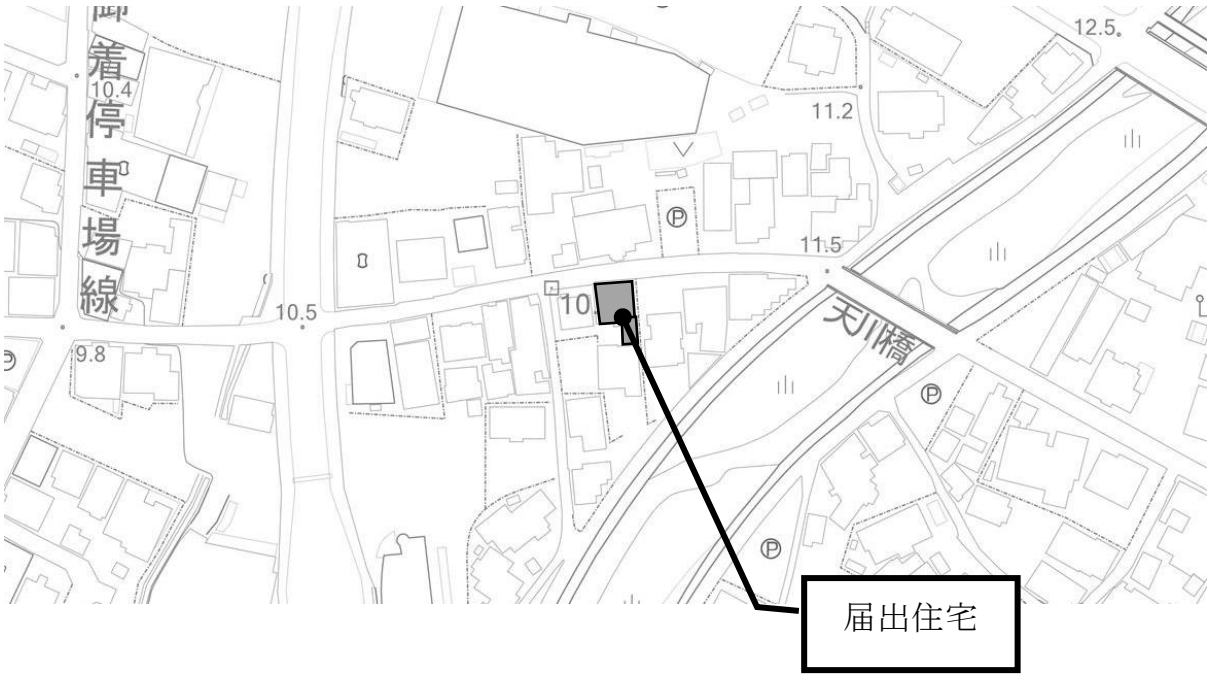
届出のあった下記の住宅について、姫路市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成３０年姫路市条例第２８号）第４条第４項の規定により同条第１項の規定を適用しないこととしたので、姫路市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則（平成３０年姫路市規則第１９号）第８条第２項の規定により告示する。

記

１　所在地

姫路市御国野町御着 731－１

２　位置図



姫路市公告第　５８７号
令和　８年１１月２５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について

令和８年１１月２５日付で公告する下記の案件について、日程等の共通事項を、次のとおり公告する。
個々の入札に付する条件等については案件ごとに別に公告する。

記

案件名		坊勢漁港（亀岩地区）西３号防波堤外耐震改良工事
申込書等配布及び入札参加申込期間		令和８年（2026年）　１１月２５日　午前９時３０分から 令和８年（2026年）　１２月　２日　午後４時まで
契約条項を示す期間		令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和９年（2027年）　１月　７日まで
設計図書	閲覧期間	令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和９年（2027年）　１月　７日まで
設計図書	質問受付期限	令和８年（2026年）　１２月１０日　午後４時まで
設計図書	質問回答開始	令和８年（2026年）　１２月１６日
入札書提出期間		令和９年（2027年）　１月　８日　午後１時から 令和９年（2027年）　１月１２日　午後４時まで（兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。）
開札予定日		令和９年（2027年）　１月１３日
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
資格審査書類提出期限		令和９年（2027年）　１月１８日　正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和９年（2027年）　１月２０日
契約予定日		令和９年第１回姫路市議会定例会の閉会日
その他		令和８年姫路市公告第１０９号「令和８年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和８年姫路市公告第１１１号「令和８年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」に定めるとおり

姫路市公告第　５８８号
令和　８年１１月２５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成１８年４月１日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		坊勢漁港（亀岩地区）西３号防波堤外耐震改良工事
施工場所		姫路市家島町坊勢地先
施工期限		令和１０年（2028年）　　２月２９日限り
工事概要		西３号防波堤 　基礎工（雑石）施工延長　１３８ｍ 　基礎工（捨石）施工延長　１４０ｍ 　本体工（場所打式）施工延長　８０ｍ 亀岩－２．０ｍ物揚場Ｄ 　基礎工（雑石）施工延長　４２ｍ 　基礎工（捨石）施工延長　４１ｍ 亀岩Ｃ護岸 　基礎工（捨石）施工延長　２０ｍ
開札予定日時		令和９年（2027年）　　１月１３日　午前９時３０分
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が１，０００万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が１，０００万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和８年度　０％　令和９年度　１００％
予定価格		仮契約締結後に公表
最低制限価格の有無		有
低入札価格調査の有無		無
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事　**（海洋土木工事）**
	建設業許可区分	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者 本工事は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・市内業者で土木一式工事の総合評定値が９３０点以上ある者 ・準市内業者で土木一式工事の総合評定値が１０４０点以上ある者 ・市外業者で土木一式工事の総合評定値が１０４０点以上ある者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が１億５，０００万円以上ある者
	追加提出書類	無
積算疑義申立制度の有無		有
金入り設計書閲覧期限		令和９年（2027年）　　１月１５日　正午まで
積算疑義申立期限		令和９年（2027年）　　１月１５日　正午まで
資格審査提出書類		・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
議会の議決		要する。
その他		令和８年姫路市公告第１０９号「令和８年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和８年姫路市公告第５８７号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり

姫路市公告第　５８９号
令和　８年１１月２５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

下記の案件について総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成１８年４月１日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

<table>
<tr><td colspan="3">案件名</td><td>姫路市立中央体育館大規模改修外工事</td></tr>
<tr><td colspan="3">施工場所</td><td>姫路市西延末９０番地</td></tr>
<tr><td colspan="3">施工期限</td><td>令和１１年（2029年）　　１月３１日限り</td></tr>
<tr><td colspan="3">工事概要</td><td>体育館の大規模改修等　改修面積９，０６７㎡
上記に係る建築工事・電気設備工事・機械設備工事　一式</td></tr>
<tr><td colspan="3">前金払の有無</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="3">中間前金払の有無</td><td>有（ただし、契約金額が１，０００万円未満となる場合を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">部分払の有無</td><td>有（ただし、契約金額が１，０００万円未満となる場合を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">支払区分</td><td>支払限度額は、おおむね次のとおりとする。
令和８年度　０％　令和９年度　３５％　令和１０年度　６５％</td></tr>
<tr><td colspan="3">予定価格</td><td>仮契約締結後に公表</td></tr>
<tr><td colspan="3">最低制限価格の有無</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="3">低入札価格調査の有無</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="3">総合評価の方法及び評価値</td><td>評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の評価に応じ、加算点を与える。なお、標準点を１００点（ただし、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成１３年１月４日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者の標準点については、標準点に９３／１００を乗じた点数）とし、加算点の最高点数は８点とする。
各評価項目に係る評価基準及び配点は別表のとおりとし、得点欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。なお、評価項目・評価基準については、別紙「評価基準に関する説明書」を参照すること。
総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値を評価値とし、評価値をもって行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">入札参加資格</td><td rowspan="5">共通</td><td>入札参加形態</td><td>共同企業体（共同施工方式）</td></tr>
<tr><td>構成員数</td><td>２者</td></tr>
<tr><td>登録業種（特殊工法）</td><td>建築工事</td></tr>
<tr><td>建設業許可区分</td><td>建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者</td><td>代表者においては、本工事に配置できる専任の監理技術者を有する者。
構成員においては、本工事に配置できる専任の主任技術者又は監理技術者を有する者。
本工事は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者</td><td>市内外区分及び総合評定値</td><td>次のいずれかの条件を満たす者とする。
・市内業者で建築一式工事の総合評定値が１０４０点以上ある者
・準市内業者で建築一式工事の総合評定値が１２００点以上ある者
・市外業者で建築一式工事の総合評定値が１２００点以上ある者</td></tr>
<tr><td>平均実績要件</td><td>建築一式工事の実績額が４０億円以上ある者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構成員</td><td>市内外区分及び総合評定値</td><td>市内業者で建築一式工事の総合評定値が８９０点以上ある者</td></tr>
<tr><td>出資比率</td><td>３０％以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入札参加申込み</td><td colspan="2">申込書等配布期間</td><td>公告の日から令和８年（2026年）　１２月１６日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札参加申込期間</td><td>令和８年（2026年）　１１月２５日　午前９時３０分から
令和８年（2026年）　１２月１６日　午後４時まで</td></tr>
</table>

入札参加資格審査	提出書類	・競争参加資格確認申請書 ・制限付一般競争入札参加申込書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・共同企業体結成届
	提出期間	令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和８年（2026年）　１２月１６日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後４時まで
確認通知書	送付予定日	令和８年（2026年）　１２月１７日
	参加資格なしに対する理由請求期限	令和８年（2026年）　１２月２２日
技術資料	提出書類	・総合評価落札方式技術資料提案書（自己採点表提出用）
	提出期間	令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和９年（2027年）　１月　８日まで（本市の休日を除く。） 午前９時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで ただし、最終日は午前９時３０分から正午まで なお、最も評価値の高い者となった場合は、総合評価落札方式技術資料提案書（落札候補者提出用）を令和９年（2027年）　１月２２日　正午までに提出すること。
契約条項を示す期間		令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和９年（2027年）　１月１８日まで
設計図書	閲覧期間	令和８年（2026年）　１１月２５日から 令和９年（2027年）　１月１８日まで
	質問受付期限	令和８年（2026年）　１２月２２日　午後４時まで
	質問回答開始	令和９年（2027年）　１月　５日
入札書提出期間		令和９年（2027年）　１月１９日　午後１時から 令和９年（2027年）　１月２０日　午後４時まで（電子入札システムの休止時間を除く。）
開札予定日時		令和９年（2027年）　１月２１日　午前９時３０分
開札予定場所		姫路市財政局財務部契約課
落札審査	提出書類	・（落札候補者）審査申請書 ・代表者以外の構成員の配置予定技術者設置届 ・各構成員の関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・各構成員の市税の納税証明書 ・各構成員の国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
	提出期限	令和９年（2027年）　１月２６日　正午まで
非落札に対する理由請求期限		令和９年（2027年）　１月２８日
契約予定日		令和９年第１回姫路市議会定例会の閉会日
議会の議決		要する。
総合評価を行う理由		姫路市総合評価競争入札試行要綱（平成１９年８月１７日制定）第３条に規定する対象建設工事であるため
その他		令和８年姫路市公告第１１２号「令和８年度総合評価落札方式による制限付一般競争入札共通事項について（工事）」に定めるとおり 評価項目及び評価基準、配点は別表のとおり

別表

施工能力評価型（通常型）

評価区分	評価項目		評価基準	配点	得点
企業の施工能力（※２）	同種工事（※１）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1点	／1点
配置予定技術者の能力（※２）	同種工事（※１）の施工実績		過去10年度間における同種工事の施工実績あり	1.5点	／1.5点
	継続学習の取組状況		推奨単位以上取得	１点	／１点
品質管理（※２）	ISO9001 認証取得の有無		ISO9001 の認証を取得している	１点	／１点
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBの両方を満たしている ②下記のBを満たしている A：経営事項審査において「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」での加点がある B：ＣＣＵＳの事業者登録を行っている	①0.5点 ②0.25点	／0.5点
担い手確保（※２）	若手技術者育成の取組状況		下記の順位でいずれかの評価とする。 ①下記のA及びBをいずれも満たしている ②下記のA及びBのうち、1つを満たしている A：技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１５％以上である B：新たに技術職員名簿に記載された満３５歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の１％以上である	①１点 ②0.5点	／１点
	パートナーシップ構築宣言の公表		公表している。	0.5点	／0.5点
社会貢献等（※２）	A	環境負荷削減活動	ISO14001 又はエコアクション２１のいずれかの認証を取得している	0.25点	／1.5点
	B	障害者雇用	法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している	0.25点	
	C	再犯防止推進事業への取り組み	保護観察対象者等を雇用している又は保護司活動への協力をしている	0.25点	
	D	健康経営優良法人	健康経営優良法人認定制度による認定を取得している	0.25点	
	E	市内業者の活用	共同企業体の代表者が市内業者である	0.5点	
減点項目（※３）	【代表者】 指名停止措置の履歴		あり	△１点 ×回数	／△１点 ×回数
	【代表者以外の構成員】 指名停止措置の履歴		あり	△１点 ×回数	／△１点 ×回数
合　　計					／8点

※１　同種工事とは、平成２８年４月１日以降に完了した、主たる体育室の競技床面積が２，０００㎡以上の体育館またはアリーナ（新築、改築又は改修に限る。なお改修にあっては、主たる体育室の天井及び床の改修を施工内容に含むこと。）の建築工事を元請として施工した実績とする。
　また、上記実績については、共同企業体の構成員（出資比率が２０パーセント以上に限る。以下同じ。）として受注した場合においても同様とする。
　なお競技床面積とは、受付、更衣室、通路、観客席などの付帯設備を除いた、スポーツのプレイエリアをいう。

※２　共同企業体の代表者で評価する。配置予定技術者については、最大２名を限度として複数人の技術者を届出することもできるが、配置予定技術者の能力については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

※３　共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれを対象とする。

姫路市公告第　５９０号
令和　８年１１月２５日

姫路市長　　清　元　秀　泰

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧等について

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、地域計画の変更案を作成したので、同法第１９条第７項の規定に基づき、この公告の日の翌日から起算して１４日間（令和８年１２月９日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同法第１９条第７項の規定に基づき地域計画の変更案に対して、本市に意見書を提出することができる。

１　地域計画の変更案を作成した地域

⑴　別所町（佐土）

２　地域計画の変更案

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧する。

３　意見書の提出等

⑴　提出先　姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課

⑵　提出方法及び提出期限

郵送、ＦＡＸ又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、ＦＡＸ又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内に提出されたものとする。

郵送：〒６７０－８５０１
姫路市安田四丁目１番地　姫路市役所農政総務課

ＦＡＸ：０７９－２２１－２９９６

電子メール：noseisomu@city.himeji.lg.jp

⑶　提出に当たっての注意事項

ア　意見書は、地域計画の案に対する意見以外の事項を記載して提出することは

できない。

イ　意見書には、個人の場合にあっては氏名及び住所を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ　提出のあった意見には個別の回答はしない。

⑵　意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。